

特35
794

增補
祝詞略解
久保幸次郎
一

祝詞畧解二之卷

春日祭

考云神名式大和國添上郡春日祭神四座と見ゆ鹿島

坐す武甕槌命香取坐を經津主命天兒屋命萬幡姬

命坐すと云へり祭ハ四時祭式に二月十一月上申日

也云々

天皇我大命爾坐世恐岐鹿島坐健御賀豆智命香取坐伊波比

主命枚岡坐天子八根命比賣神四柱能皇神等能廣前爾白

久大神等能乞賜能比仕爾春日能三笠山能下津石根爾宮柱廣

知立高天原爾千木高知氏天乃御蔭日乃御蔭止定奉氏貢流

久保季茲 謹編

神寶者。御鏡。御橫刀。御弓。御鉾。御馬。爾備奉理。御服。波。明。多。閑。照。
 多。閑。和。多。閑。荒。多。閑。爾。仕。奉。氏。四。方。國。能。獻。留。御。調。能。荷。前。取。竝。
 氏。青海原。乃。物。者。波。多。能。廣。物。波。多。能。狹。物。與。藻。菜。邊。藻。菜。山。野。
 物。者。甘。菜。辛。菜。爾。至。麻。御。酒。者。甕。上。高。知。甕。腹。滿。竝。氏。雜。物。乎。如。
 橫。山。積。置。氏。神。主。爾。某。官。位。姓。名。乎。定。氏。獻。流。字。豆。乃。大。幣。帛。乎。
 安。幣。帛。乃。足。幣。帛。登。平。久。安。久。聞。食。者。登。皇。大。御。神。等。乎。稱。辭。竟。
 奉。久。白。如。此。仕。奉。爾。依。氏。今。母。去。前。母。天。皇。母。朝。廷。乎。平。久。安。久。
 足。御。世。乃。茂。御。世。爾。齋。奉。利。常。磐。爾。堅。磐。爾。福。閉。奉。利。預。而。仕。奉。
 流。處。處。家。家。王。等。鄉。等。母。乎。平。久。天。皇。我。朝。廷。爾。伊。加。志。夜。久。波。叡。
 能。如。久。仕。奉。利。佐。加。叡。志。米。賜。登。稱。辭。竟。奉。其。久。白。乃。大。原。野。枚。爾。岡。
 ○天皇我大命爾坐世 詔辭解云坐ハ借字ニテ令隨の意
 ナトむリ令隨ハもと麻と云ガ即チ隨字乃意にてそれよ

り麻々とも麻邇麻邇とも麻迦世ともいふなるべし倍大
 命に令隨とは先つ万葉の歌に天皇の御命畏とよめる
 は天皇の大命は如何なる事にても背き難く其詔命の隨
 に畏りて仕奉る由にてそは臣民の方より云ふ言なるを
 此大命に令隨にろを天皇の御方より詔たまふ詞にてそ
 の大命乃隨に爲しめ玉ふ由なり然れば大命に任せと云
 と同意なり○講義云平野祭詞久度古爾祭詞も見え續
 紀類聚國史文德實錄三代實錄に見えたるを遍く考るよ
 他例天皇我詔旨止某神乃廣前爾申賜止倍申久と云に異な
 トモ然れハ鈴屋翁の説の如く天皇我大命爾令隨にて句
 を隔て廣前爾白久へ係れるなり云々天皇が大命乃まゝ
 某神の廣前に申し給へと其御使の人々に仰給へるが

そと取傳へて其神は白す故に申賜倍白久といへるな
りされば此も天皇が大命に坐せば宣命にてろの御使
仰せ玉ふ事にて廣前爾申久は其御社に至て演る詞なれ
ば也○恐支 講義云恐は俗に恐多と云ふ義なり云々
掛まくもより續くとは異りてその神の御稜威乃畏れ由
にて言に掛る謂には非き○鹿島爾坐健御賀豆知命 考
云此健御雷神經津主神は皇祖神の詔を奉て下津國を知
し平たまへる大なる功ある神あると古事記日本紀
見えて明りなれば更にも云ひきさて式に常陸國鹿島郡
鹿島神社名神大月次新嘗とあり云々○香取坐伊波比主
命 考云式に下總國香取郡香取神社名神大月次新嘗と
あり是は經津主神を齋之大人と申すなり神代紀に天神

遺經津主神武甕槌神使平定葦原中國云々是時齋主神號
齋之大人此神今在乎東國檝取之地也云々○枚岡坐天之
子八根命 考云式に河内國河内郡平岡神社四座といひ
既貞觀七年の紀にも出つこは藤原氏乃遠つ祖神にま
せば祭るへたなり○講義云神名式に河内國河内郡枚岡
神社四座並名神大月次相嘗新嘗と見えたる是なり祭神
は神社啓業引る當社古記は天兒屋命嘗不合尊大國主
命天照大神若宮天押雲命也と記せれども依難と此祝詞
乃終なる細書に大原野枚岡等祝詞准此とありて並に此
詞を用ひたる々越なるをもて思ふに所祭春日に同く
て唯天兒屋命と比賣神とを主と祭らるゝ事にて武甕槌
神經津主神は客たつこと云も更なり云々天兒屋命比賣

神の本よを鎮坐せしめる。奈良朝に春日社と定められ、
後に春日と同じく鹿島香取の神を合せて四座とせられ
しものなるべし。○比賣神 考云万幡姫命也と云へり正
史書よの見へす。○後釋云枚岡四座乃内なり兒屋命の後
神などによれりす。○然るを世に天照大神ヲ万幡姫命
ヲなど申すは正史をも考へざる妄説也。○史傳云三柱姫
大神多紀理毗賣市寸島と聞えたり云々。○今按に講義に
兒屋命の後神にて天細女命なりとせれど信ひ難けれハ
其説と引出す。○廣前 考云廣は大と云に同じ云々。○後
釋云廣前といふこと古くは見えず古ハ大前と云るを今
の京とをてはすへて廣前とれといへり。○大神等乃云
々三笠山能下津磐根爾云々 今按に此事は古史傳に委

とく論はれたるを甚長けれハ記出せ彼書を見べし。○廣
知立 考云廣と太とは事によりてハ意通へど柱に廣と
といふ言無し。神代紀に柱は太く万葉集も眞木柱太ハ心
などいひハハ。○講義云古くは太知とも太知立とも太敷と
も太敷立とも云るを今京と成ては此を廣と換たり。○御
横刀云々 今按に刀を波迦斯といひハ弓と登羅斯といふ
ハ劍ハ佩くもの弓は執る物なる故にてろは其用を即て
体の名とせるおと古人の説の如し。日本紀ハ御刀媛御刀
此云彌波迦志と見ハ
万葉に御執之梓 御馬爾備奉 講義云儀式ハ神馬四匹
走馬八匹牽列神殿前近衛少將馬寮頭前行云々次馬寮率
神馬廻社八度云々大臣以下赴於馬場令馳御馬と見え江
次第にも神馬走馬牽立神殿云々馬寮使牽廻御馬八廻云

々次向馬場馳馬と有る此なりさて龍田風神祭詞に楯戈御馬爾御鞍備兵とある例して御馬爾御鞍備奉理ならむと先には思へりしかども然には非りけりこの備奉理は上より云並たる御鏡御横刀御弓御鉾御馬ともに總てに係て受たるよて其中には御馬の鞍も舍有ること云も更なりそは風神祭の右の續きに品々乃幣帛備兵とある備兵と此の備奉と事は一おれハなり云々○御調記傳云美都岐と云名義ハ美ハ御都岐ハ都具を体言に爲たるよて御供給なりされば俗言に人に物と看給といふ都具と同言にて都具は續くる意なれば御調といふは公に用を給ふ諸物と下より供給奉る意の名あり云々○今按に記傳猶委しけきと省けり本書に就て見るへし○荷前講

義云稻の事なり云々大忌祭詞風神祭詞などに御酒者巽能閉高知能腹滿双兵和稻荒稻爾云々とある如く同文格なるを此詞には御酒者云々と云て穎の事を云はざれば平野祭詞久度古開祭詞ともに四方國能進禮流御調能荷前乎取並兵御酒波云々とあると證して荷前は他詞に初穂者穎爾毛汁爾毛とある穎の事なるが即ち和稻荒稻にて此にいふ荷前なることを察むべし○甕上高知考云こへに上と書るはよし此を以他をも知れ○神主爾云々講義云儀式に前二日早且神祇官人牽神主神琴師神部卜部向社とありて當日れ所ハ大臣以下及朝使氏人就座^{北面東}次神馬四匹走馬八匹牽列神殿前近衛少將馬寮穎前行次神主著木綿纒就祝詞座兩段再并拍手四段云々

さて右の神主は神祇官より發遣せる事なるか故に四時
祭式に齋服料神祇官一人云々神主一人云々膳部八人
卜部二人云々守_二神殿仕丁二人云々と見えたるが總て參
向の人々は内藏式は春日祭使裝束の下に外記一人史生
一人辨官史一人史生官掌各一人喚使二人寮五位助以上
一人舍人一人仕丁一人近衛少將若中將一人近衛十二人
馬寮五位助以上一人馬部一人御馬十二匹とあり○安幣
帛乃足幣帛 考云安との事故無きをいふ足の關落ること
と無きなり○皇大御神等乎 考云皇大御神といふは古
事記より始て皇祖神たちつゞたては天皇を申し奉る例
也今此文にまかいふ今の京と成て古言の例と違へト
る、由あるら云々○今母去前母 講義云今は當今。去前

の將來をいふあり續紀宣命に多く見えたり又今母今母
と重云るも多かり○預而奉仕流 考云預との大政を預
り申すよりして諸の司々皆然り仍て百官は係れり○處
々官々云々 考云處々ハ官省寮司衛府京國職廳をいふ
いひ家々の王卿百官の家々なり○王等 講義云鈴屋大
人の説れ如く古に意富伎美と申すは天皇を始め奉りて
皇子諸王までに通れる名あり然るは後に親王といふ号
の出來ては親王を美古と申すに對へて諸王を意富伎美
と云別つ事を成にたれどかは親王諸王を合せて呼ぶ時
は美古多知といひ意富伎美多知といふ云へり也此も其
よて親王諸王を總たるものなり○今按に繼詞令に凡皇
兄弟皇子皆爲親王以外並爲諸王と見えあり○卿等 講

義云麻幣都伎美と訓むへきなり天皇乃御前に侍ひて事
執り申す由なり大臣を於保伊麻宇知岐美と云るも麻幣
都岐美より轉れるかりされば此乃卿等も大臣以上の人
等れを云からむと思ふに然らす朝廷の諸官人をすへ
いふにその主々しき方を抽出て其他を思はせざる簡古
なる古文の法なり○伊加志夜久波叡乃云々 考云伊加
志は既に出たり夜久波叡は彌木榮を畧き轉して云ふ言
ありいやり上よ木の生榮るとはやしといふ又はえとの
ともいふ也遠江人木草の生茂るとやごばえと云ふ即ち
いやごばえなりさて王卿百司の人たちまでも彌榮に榮
えしめ給ふといふ譬なり○天原野枚岡等祝詞准之 考
云大原野平岡の祭も此祝詞を用ゐて其所につけたるを

の替るれも枚岡の既に出たり大原野は山城國乙訓郡
に在りさて春日大神を此處に遷されは仁明天皇三年
也とある物よ書つ文德實錄に仁壽元年二月別制大原野
祭儀一准梅宮祭とあれは其前年嘉祥三年遷されて今
年始めて祭ぐるなるへし○四時祭式春日祭の次は
大原野神四座と擧て神名式にハ此社を擧さるは後に落
るか云々

○廣瀬大忌祭

○考云神名式に大和國廣瀬郡廣瀬坐若宇迦乃賣命神
社とあり文德實錄にも既に如此見ゆ且是を大忌神と
申すこと古書皆均し是を大忌と申す事の意は猶考ふ
へし○此文に若宇加乃賣命と申して穀物を依玉ふ神

なればそを荒き水に傷はせさらむ願事、依て四月と
七月に御使立つる其祭の始は崇神天皇の御代なるへ
とされと上代には大裏にて祭りたまひて御使などは
あらさりけむ仍て紀には天武天皇四年四月より挙
るさて持統天皇紀にも毎年四月七月御使ありしが
日は定無りしかくて令に常例に御祭と成てより後の
紀にハ皆略きて記さす其いと後延喜神祇式に四月四
日と見ゆるも例と思ふに既に令に時乃定めならむ○
史傳云此社の帳考は今在廣瀨郡河合村泊瀬川倉橋川
此地なりといへり○講義云大忌神と申すは物忌の義
なり此廣瀨に坐す若宇迦能賣命の亦名なるが云々大
忌神と申を眨は天宮にて皇大御神に御饌津神と仕奉

始玉へる御職の号あるものなり豊受宮儀式帳に天照
大御神の我御饌津神と詔へるは我御饌を主る神と申
す意也云々大忌は大物忌と同じ事なるが忌とは上に
も往々云る如く忌清め慎み敬ふ由なり云々神名式な
る出羽國飽海郡大物忌神社名神の社説に倉稻魂神と
傳へたるは御名乃同トき故に混たるなれど其祭神は
此廣瀨と同じく若宇迦能賣神あることを徴すに足て
いと貴死おとなり○大同本記に雄畧天皇乃御世天照
大御神の御託宣に云々とあるをもて事状を知るへき
なりおは幽顯を兼て詔へる勅言にて三女神は幽より
齋かせ玉ひ丹波道主命の御子は顯に其祭主たるが共
に豊受大神と祭り玉へる所以をもて物忌とは云へり

云々

廣瀨能川合爾稱辭竟奉流。皇神能御名乎白久御膳持須若宇
加能賣能命登御名者白氏此皇神前爾辭竟奉久皇御孫命能
宇豆能幣帛乎令捧持氏王臣等乎爲使氏稱辭竟奉久神主祝
部等諸聞食登宣。

○廣瀨能河合 考云今も此所を川合村と云り初瀨川の
末と佐保川の流れ合る所なれハ川合と云ること著し今
ハ大和川とて大川と成れるまゝなり此所と廣瀨と云る
も大川原なりしよりて郡名となりつらむと見ゆる所
れさまなり○御膳持須流 後釋云この字流いふ持を
母多須と云は古の延言の例にてもたさむもたすもとせ
と活用てもたするとの活用かぬ詞也ま乃格の言何れも

須留と活くこと無し○講義云神代紀に葦原中國有保食
神と見えたる其神は此若宇迦能賣命の別名なること先
師等の考の如くなるが私記に宇氣者食之義也言是保持
食物神也と注せるハ右の保食神の段に云々自口出矣と
ある文意を能く得たる説あり○若宇加能賣命 考云古
事記に伊邪那美神乃御子和久産巢日神其子豐宇氣毘賣
神まゝ外宮の度會に坐す登由氣神とあるも此御事なる
べし氣と加は同じければなり又神代紀一書に飢^{ウツク}生兒
倉稻魂命また保食神を軻遇突智命の子てふ事もあり如
此傳へのさまゝなるは古乃種々の傳のまゝなり凡此
神の御功もて御名とせるを共に穀物食の類を知り保ち
玉ふ事の均しければ皆同じ大神の荒魂和魂などの由と

見ゆめりの今按に此神の異名あるを昔史徴に委に披見
るべし又考に氣と加は同じとあるは委にからせ此は宇
氣乃宇を畧て氣といひ其氣と加と轉せるなりとは記傳
に云れあるが如し又荒魂和魂とあるも穩ならせ凡て加
茂翁の荒魂和魂のことは當り難き由も記傳に詳なり事
長ければ今ハすべて畧けり又若といふふと諸説詳な
きこの須勢理昆賣を出雲風土記に若須世理比賣とある
類の稱辭なるへし○此皇神御前 講義云此廣瀬皇神の
前といふ義なり○王臣等 乎爲使豆 考云天武天皇四年
癸未甲戌朔にて十日ふ遣小紫美濃王小錦下佐伯連廣足祠
風神于龍田立野遣小錦中間人連大盖大山中曾禰連韓大
祭大忌神於廣瀬河曲とありて持統天皇まで凡絶えず其

紀にハ四月七月御使のことはあれど使れ名は畧けり云
々四時祭式ハ大忌祭風神祭差王臣五位以上各一人神
祇官六位以下各一人充使と見えたり○神主祝部等諸聞
食止宣 考云こは初の宣なり使の中臣神前にて唱れど
も神主等に宣聞らしめ其等とて神に申させらるゝ由あ
り故神主等稱唯すさて稱唯畢て次文と唱るなり
奉流宇豆能幣帛者御服明妙照妙和妙荒妙五色物楯矛御馬
御酒者鬻能閉高知貳能腹滿雙氏和稻荒稻爾山爾住物者毛
能和支物毛能荒支物大野能原爾生物者甘菜辛菜青海原爾
住物者儲能廣支物儲能狹支物與津藻菜邊津藻菜爾至萬置
足氏奉登久皇神前爾白賜止倍宣如此奉宇豆乃平帛乎安幣帛能
足幣帛止皇神御心平久安久聞食氏皇御孫命能長御膳能遠

御膳止赤丹能穂爾聞食牟皇神能御刀代手始氏親王等王臣
等天下公民能取作奥津御歲者手肱爾永沫晝垂向股爾泥晝
寄氏取將作奥都御歲乎八束穂爾皇神能成幸賜者初穂者汁
爾千稻八千稻爾引居氏如横山打積置氏秋祭爾奉止皇神前
爾白賜登宣

○五色物 考云四時祭式に絶一丈八尺絲二約綿五兩五
色薄絶各一丈五尺倭文三尺云々とあるをこの明妙云々
と云より下へかけて見るに五色の物ハ右の五色の絶な
り或説に神寶乃五色と云は當らす○盾矛御馬 考云右
同式に楯鍬鞍の三色あり鐵は鉾れ料なること下に見ゆ
○和稻荒稻 考云和稻は米なり荒稻は穎なからあるを
いふ其穎の粃をとり去てうるハとく成たるを爾古とい

ふ○毛乃和支物 考云鳥なり○毛乃荒支物 考云獸あ
り○後釋云この和支荒支廣支狹支の四の支字は後人の
加へたるが假令本より有とも非事なりこハ必ずにご物
あら物ひろ物さものと云はむこそ雅言と聞えられ支と
いふへき言のさまに非す○講義云一種の詞にして義に
於て異なし○皇神前爾白賜止倍宣 講義云御使の王臣よ
り預奉り來つる幣帛を奉るゝ状を神主より皇神に申
せとなり○皇神御心 講義云次なる風神祭詞にも皇神
能御心爾平久聞食豆と見ゆ是に依て御心爾と訓つくへ
し○皇御孫命能長御膳能遠御膳登 講義云今本遠御膳
乃とあれども祈年風神大嘗などに登止れ辭を書けハの
は正とく止れ草書より誤れるよと替けれハ考の本に改

められたるに依りつされど登字を書れたるは宜しか
す○赤丹穂云々 講義云御刀代乎始且に續きたるは足
はぬに似たれとも此ハ皇神ハ先奉らせ玉むて天皇ハ其
残りを聞食す御義にて古語拾遺に神物官物未分別とあ
る上古の遺制なり○御刀代後釋云 御年代なりと或人
の云る宜し年は稻にて神の御稻と作る田なり○講義云
紀に神田と書たるをもて見れば御刀は御所にてその神
社の地につきて封田を定めらるゝ由なりむか代は田地
の事なり御紀は項を志呂と訓ゝ万葉八五五百代小田。姓
氏錄に輕地三十代といふと見ゆ常にも苗代などいふ
それなり○親王等王臣等 考云れのく封戸の田地を
いふ○皇子を親王二世以下をたほらふと分てるは大賢

令の頃よりの事也○今按に講義に王字下に等字を加へ
て諸本に落たると本朝月令にあるに從ひて加つと云へ
り誠に此字あるを佳とす○公民 講義云記傳に大御賢
といふ義なり又公民とは奴婢に對へて良人をいふ稱に
て古書に多く見ゆ云々必むとも奴婢ハ對へざるも唯天
下公民など云は民といふ事也僭民といふは下さまの賤
しき者ハ限れる如くなれども然には非す天皇の御上よ
りは貴人をもたへて稱ふこと也○取作奥都御歳者
講義云祈年詞に皇神等の依奉牟奥津御年乎云々など
あると全同意乃續あり故こゝにも皇神乃御刀代乎始且
云々と云り上に云る如く此詞をいふを皇御孫命の料給
ふ御縣の事を開かせたると思ふべし○引居 講義云引

は持運ふ事をいふ云々奉るより前に先づ其社の庭上に
持運ひ居るを云○打積置豆 講義云千稻八千稻一引居
たる稻を汁と一穎として神乃御前に積置置くことの多
かるを云り鈴屋翁の引居豆と云て又打積置豆と云るい
と拙しと云れたるは居と置とを混同に思僻されしにて
依り難し○秋祭用奉奉 考云今四月の祭を云ふ也その
七月ハ此等の詞を換ふべし○今按に此説非なり下は龍
田祭秋祭とある下の説と見るべし

倭國能六御縣乃山口爾坐皇神等前母皇御孫命能宇豆乃幣
帛乎。明妙照妙和妙荒妙五色物楯才至氏奉如此奉者皇神等
乃敷坐須山山乃自口。狭久那多利爾下賜水乎甘水登受而天
下乃公民乃取作留與津御歲乎。惡風荒水爾不相賜汝命乃成

幸波閉者初穗者汁爾穎母賦乃閉高知風腹滿雙氏。如橫山打
積置氏奉登王等臣等百官人等倭國乃六御縣能乃爾男女爾
至氏。今年某月某日。諸參出來氏。皇神前。爾宇事物頸根染拔氏。
朝日乃豐逆登爾稱辭竟奉乎。神主祝部等諸聞食止宜。

○倭國能六御縣爾坐皇神等 考云六の御縣は既に山
口乃神社も同じく出ぬれとそは宮材により爰は田地に
依たる祭也かくてこの祭と龍田祭には同じ御縣の乃禰
男女集へりされど龍田ハ風神祭なれば他の神等ハ祭ら
ぎ爰は水の祭り故に六の山も水あるにつけて殊に祭
らる、なり○講義云此ハ廣瀬大忌祭に屬て御縣六座山
口十四座の神等を祭添ふるに依て山口神に言別て申
と玉ふ詞なるがその御縣神に申す詞なくして山田神の

詞のゝあるをもて脱たるかと思ふに然らざるを云々は御
縣山口神と一つに連ねある辭分なを四時祭式大忌祭條に是
日以御縣六座山口十四座合祭其幣物云々共用社料云々
とあるをもて見れば其御縣山口神とも廣瀬社にて鑿
一祭らるゝなり共用社料とあれば當日廣瀬にて祭られ
其幣帛は六の御縣の刀禰に屬て其本社に奉らるゝ事と
聞えたり○六御縣乃の乃字ハ及字にて山口乃上ハ在つ
る字なりけむを誤て乃假字として小書よせるなり六御
縣は御縣六座にて高市葛木十市志貴山口曾布以上六座
也御縣は御園といふに同れを以今京以來は園神と申て
祀ふこと内膳式よ見江たるが如く園韓神との異なり思
ひ混ふ可らるを惟此詞に皇神等の敷坐山々乃自口狹久那

多利爾下賜水乎までは山口神の御功德に拘り次は甘水
止受豆天下公民乃取作云々の御縣神は御所業なると錯
綜する古文の妙ある所なりと云ども六御縣のとある乃
字を及字とせざれば此よも彼にも滯る所出來て事實に
叶はず式文に合はぬ○山口に坐ハ四時祭式よ山口十四
座とあるこれなり祈年に見えたる六座乃外は吉野巨勢
加茂當麻大坂膳駒郡祢養布の八座よて云々右の神々は
大忍祭につきて廣瀬の社にて祀らるゝこと爾毋の詞に
て聞えたりさて其幣物の各社々に別ち納めたるゝこと
祈年祭と神祇官にてものと其幣物を頒ち行はれたる各
諸社乃禰宜神主祝部等の受賜ありて持下りて其社に納
めて祭を行ふに異ならず○狹久那多利爾 考云大秋詞

に高山之末短山之末與利佐久奈太理爾落多支都と云るに同じ○後釋云佐の例の眞よて眞下垂なり川水の山より落る狀を云りさて然水の落る處を久良とも多爾とも云ふ久良は久那多爾の多理よてとも久那多利よを出たる名あり○下賜水 講義云山口神の佐久那多利より降り玉ふ也これより彼祈年詞に云る水分神の分配たまふかを云々水分神をこゝ祭らせ玉ふへさに此には御縣神を祭らせ玉ふは水分神の水を分配たまふ事は畢竟山口神の山々より佐久那多利に下し玉ふ上の作用あるに因て此よては山口神に祈り申さるゝが其山口神は水分神に其事を令成ぬまふの故に別に祭られざるは主宰たる神と祭れぬ其支屬の神は從て共に其祭を受給ふこと

常例かれのなり山口神の水源の神。水分神は流末の神なると思ふへし○甘水登受而 考云令の大忌祭乃義解に欲令山谷水變成甘水浸潤苗稼得其全稔故有比祭といふに均し受而は田の受るなり○講義云甘水は下ある荒水乃對なり甘美の謂に非を和熟する由也物の處なるを和熟せしむるをウ此語例あり○荒水 講義云この暴雨霖雨洪水の事といふあり○汝命 講義云記傳に續紀宣命に奈賀命聞看書紀武内宿禰の歌大雀命を指て汝命とも詠めり後世には汝は卑しめたる稱なれど上代には尊む人をも云り故命ともいへるなり○刀禰男女 考云刀禰は舍人と書り公の守する人とすて舍人といふなりを後世にハ貴賤ともに公に仕奉る事あるものをすへいふ事と成り

て里長防令なとをしも刀禰と云りこゝに御馬の刀禰は防令より里長まてといふ此男女は百姓をすべいふなむ○西宮抄裡書に大節には大夫稱刀禰小節は侍從稱如儀式云々を見ゆ其節會によりて唱ふる例は異なれど先は官職ある人をい貴賤ともにいふ事知るべし或説に六位以下を云といふは委しからす○この六の御縣の祈年祭に出たる高市葛木十市志貴山邊曾布の六郡也りくて爰に山口坐神と申をば高市飛十市石城上長まゝ高市火又十市梨なること同式にあり諸郡郷は同じに御縣の社と山口社の各異なり又四時祭式の此大忌祭の條に是日以御縣六座山口十四座合祭大忌祭に合祭る也此御縣六座は右の高市より曾布まて乃六なり山口は四時祭式にハ飛

鳥石寸忍坂長谷畝火耳梨夜支布添上郡伊古麻平群郡巨勢勢山口神社葛上郡鴨葛上郡當麻葛下郡大坂同郡吉野吉野郡都祁山邊郡十葛上郡也此祈年祭の祝詞に出たる外ハ後に加へられしなるべし○今按に後釋にこの一段を難められたれど講義の説に據れハ通えざるにあらねハ今彼説を記し出さ

○龍田風神祭

考云神名式ハ大和國平群郡龍田坐天御柱國御柱神社二座並名神大月次新嘗龍田比古龍田比賣神社二座と見えたり是則ち龍田山の東西の麓立野といふ所に坐ぬ今もこゝを立野村と云り其立野のもりの水垣の内に大なる社二つ有り是比古神比賣神也その大社の東に小社あり是は後に齋へるにて知難し○今法隆寺の所に宣し

き社二つあり是を龍田の本宮と云ひあすハ例レ偽
なり爰ハ立野の御旅所あること今も然リ云々立野は
その法隆寺より南方へ今道二町ばかりあり水深くて
ものふりたる社あり○後釋云此龍田神を崇神天皇の
御世に祭り玉へる事別てハ見えざれど母古事記彼御
段に定奉天神地祇之社又於宇陀墨坂神祭赤色盾矛於
大坂神祭黑色盾矛又於坂之御尾神及河瀬神悉無遺忘
以奉幣帛也と見え書紀にも便別祭八十万群神とわれ
ば風神祭も此内に在けむこと論無し

龍田爾稱辭竟奉皇神乃前爾白久志貫島爾大八島國知志皇
御孫命乃遠御膳乃長御膳止赤丹乃穗爾聞食須五穀物乎始
氏天下乃公民乃作物乎草乃片葉爾至方不成一年二年爾不

在歲眞尼久傷故爾百能物知人等乃卜事爾出牟神乃御心者
此神止白止負賜支此乎物知人等乃卜事乎以豆卜止出留神
乃御心毋無止白止聞看豆皇御孫命詔久神等乎天社國社止
忘事無久遺事無久稱辭竟奉止思志行乎誰神曾天下乃公
民乃作物乎不成傷神等波我御心止檜奉止宇氣比賜支是
以皇御孫命大御夢爾悟奉久天下乃公民乃作物乎惡風荒
水爾相都不成傷波我御名者天乃御柱乃命國乃御御乃命止
御名者悟奉豆吾前爾奉牟幣帛者御服者明妙照妙和妙荒妙
五色乃物楯才御馬爾御鞍具豆品品乃幣帛備豆吾宮者朝日
乃日向處夕日乃日隱處乃龍田能立野乃小野稱吾宮波定奉
豆吾前乎稱辭竟奉者天下乃公民乃作物者五穀乎始豆草
乃片葉爾至方成幸爾奉止悟奉支是以皇神乃辭教悟奉處仁

官柱定奉豆。此の皇神能前爾稱辨竟奉爾。皇御孫命仍宇豆乃幣帛手令捧持。王臣等手爲使。稱辭竟奉止。皇神仍前爾白賜事乎。神主祝部等諸聞食止宣。

○龍田 講義云龍田ハ大和國平野郡に立野村の邊の總名也云々○志貴島爾 考云崇神天皇の大和國磯城瑞籬宮をいふ○崇神天皇紀云三年秋九月遷都於磯城是謂瑞籬宮○古事記云御眞木入日子印惠命坐帥木水垣宮治天下也○記傳云帥木は和名抄に大和國城上之岐仍城下之岐仍とある是也此宮は在三輪村東南志紀御縣神社下と大和志に云りいかさまにも此ありにそ在けむ○又云島とは凡てもと周廻に畏限の有て一區ある城を云名にて海中に秋津島と云も本孝安天皇の都の名よて大

和の内、の地名應神天皇ハ都も輕島明宮と云類也云々此も明津島宮輕島宮などの例れ如く帥木ハ地なるを帥木島とハ云なり○大八島國 考云日本を總て大八島といふ事古事記に出○今按に日本記等にも見えたり○又按に古事記に伊邪那岐伊邪那美二柱の神の淡路島伊豫二名島筑紫島壹岐島津島隱岐島佐渡島大倭豐秋津島を生給へる所に故因此八島先所生謂大八島國とあり○五穀 考云古事記に大宜津比賣神死まして於二、目生稻種於二、耳生粟於鼻生小豆於陰生麥於尻生大豆と云くも五つの穀なり○今按に日本紀には頂化爲牛馬顛上生粟眉上生繭眼中生稗腹中生稻陰生麥及大豆小豆とあり此に依て思ふに稻粟麥稻豆をや五穀となすへた○草乃片葉爾

至万豆 考云大祓詞一草の垣葉と書は訓を知トす爰に
片葉と有は義を以也さて片葉に至まてと云にて万れ物
皆傷盡せると知トせたり○講義云五穀より始めて菜樹
菜蔬をも遺さす總たるなり大祓詞あと云る草の垣葉
と此と同物ながら此あるハ人の陸田に作れる菜蔬等を
云るよて彼ハ自然生の野草の類にて別の事也○歳眞尼
久 後釋云幾年も重ることなり万葉に多き詞よてとな
度しけく重なるを云り○百能物知人 後釋云多くの物
知人といふことにて百ハ物知人乃數を云る也○今按に
物知人の太兆フタノの卜事をもて神乃御必を伺ひ知る人をい
ふ由史傳ト委し其説長ければ引出せ○卜事 今按にす
なハち太兆の卜事なり○出牟神乃御心者 講義云此出

本を卜事に出むと上より續けて見るハ惡かり此ハ見は
るハ神の御心と云意なれハ神の上ト冠トせて心得へき
なり神ハ御心とは卜事に依て發覺る其即神の思はず所
なるか故ト云り○此神止白世云々講義云負給支ハ天皇
乃詔勅以仰玉へる也○忘事無久遺事無久 講義云忘事
無ハ天神地祇と漏さぬ事を云この其祭祀の關典あさを
云なり○思志行波須 後釋云こは訓むべれまハに委し
く書たるなれば字のまハオホホシオコナハスナと訓
むべし是古言あり古言にミソナハスといふ夫をも古事
記書紀續紀などに看行と書て是も見し行ナリハすと云こと
乃約りたる也○誰神會 講義云神等と天社國社と稱辭
竟奉トせ玉ハ遺漏る事は非トと思ほし行ハす物を誰神

うと句を断たるよ大に咎めたる由を曾乃詞にて聞せたり御紀七年の下に時得神語隨教祭祀然於事無驗とある文を今此に置いて考ふへし○作作物 講義云五穀を始めて草の片葉に至るまでを漏さざる故に作々物と云り只作物と云とは別あり○宇氣比 考云誓をも祈とも云りこゝは祈と云○今按に誓約また祈などを訓めり此等の字義と合せて心得へし猶委しく古史傳に見えたり○相都々 講義云大忌詞には不相賜とありそ祈りて未然を禦く詞なるら故なり此は當昔凶年の打續きたる所以を神に示し玉ふ御言なる故に相都々と云へり○天乃御柱乃命國乃御柱乃命 考云神代紀に生日神云々授以天之上事故以天柱擧於天上也この天柱すたはち伊邪那岐

命の御息にて風神なりとれる由は此風神と天御柱國御柱神と申す又同一書に伊弉諾尊曰我所生之國唯有朝霧而薰滿之哉乃吹撥之氣爲神曰級長戸邊命亦曰級長津彦命是風神也といひ万葉に龍田彦勤此花乎風爾莫落とて次の歌に風莫吹登打越而名負有杜爾風祭爲奈と有などを合せて知るへし○今按に神代紀に以天柱擧於天上也とある天柱ハ風神にあつて同紀にまた化堅天柱とある是なり又天御柱國御柱と申すは風は天地間と通ひ持つ故乃御名なることなと古史傳に詳なり披見るへし○朝日乃日向處 考云紀に是國也直向日出方故號其國曰日向也この如く立野は龍田山の東の麓なれば日向處といふ古けしき乃よたをほむるには日影もて云り實に此に

及ぶ物何かあるべき○今按に記に朝日の直刺國また歌に朝日は日照宮と見え大神宮儀式帳に朝日來向國といひ万葉二に朝日照佐太の岡邊また旦日照島之御門などあり○夕日及日隱處乃考云こゝの夕日はその山の西に隱るればけしに取べりらぬと文の爲に云ふの○記傳云日隱處はめづべきに非れども唯朝日と主として其對に詞の文に云るのとなり○立野乃小野云々講義云右の朝日は日向處夕日は日隱處の吉處を吾宮處として宮柱と定奉りてといふ義也○立野乃の乃字諸本に爾は誤れると考に乃と改められたるは然ることなるに付て數本と校合るに本朝月令に引けるに立野乃小野爾とあり云々小野の立野の地形を美て云り地名に非す○今

按にこ乃小の小山田などいふ小に同じ○辭教悟奉處講義云立田の立野の小野にどあるその所也さて辭は事なり事とは宮柱を定め幣帛を奉る等概略也○宮柱定奉氏講義云令鎮坐豆と云ふ同じ○稱辭竟奉爾後釋云稱辭竟奉りに王臣等を遣はすといふなり考は爾を止と改めてマツラクと訓れたるは非なり○講義云幣帛を賚して參向ふ事を云なり○稱辭竟奉久皇神乃前爾云々講義云稱辭竟奉久は皇御孫命より神に申させ玉ふ詞にて祝詞なり皇神乃前は白賜事乎より以下は祝詞を兼たる宣命也

奉宇豆乃幣帛者比古神爾御服明妙照妙和妙荒妙五色物楯
戈御馬爾御鞍具氏品品能幣帛獻比賣神爾御服備金爾麻笥

金能掃金能栳明妙照妙和妙荒妙五色能物御馬爾御鞍具氏
維幣帛奉氏御酒者賦乃閉高知賦能腹滿雙氏和稻荒稻爾山
爾住物者毛乃和物毛能荒物大野原生物者甘菜辛菜青海原
爾住物者鱈乃廣物鱈能狹物與都藻茶邊都藻茶爾至萬氏如
橫山打積置豆奉此宇豆乃幣帛乎安幣帛能足幣帛止皇神能
御心爾平久聞食豆天下能公民能作物乎惡風荒水爾不相
賜皇神乃成幸閉賜者初穗者賦能閉高知賦腹滿雙豆汁爾穎
爾八百稻千稻爾引居置豆秋祭爾奉止王卿等百官能人等倭
國六縣能乃爾男女爾至萬豆今年四月今年七月者云諸參集豆皇
神能前爾宇事物頸根築拔豆今日能朝日能豐逆登爾稱辭竟
奉流皇御孫命乃宇豆乃幣帛乎神主祝部等被賜豆墮事無奉
登宣命乎諸聞食止宣。

○比古神爾 考云古事記一風神名志那都比古神とあ
る是也又神代紀一吹籬之氣化為神号曰級長戸邊命亦曰
級長津彦命是風神也といふ此二書互一神落たるもの
なり今此祝詞よて彦神姫神れはさること著ければ川書
とも補ふへし云々○比賣神爾云々 講義云他社乃例多
くは比古神より奉られて比賣神の御服まてには悉く
及ばざるに此社へはわざと比賣神の御し玉ひ料に調
進ることを如此いふなり考に明妙云々五色物まての言
を略きて御服備ふと云なると云れいかと然らす○金乃
麻笥 考云學をうきて入る器なり○金栳 考云大神宮
式よ金銅多々利二基高各壹尺一寸六分
土居徑三寸六分これを令義解に
線柱と書しと思ふに三寸六分四方の物を下居としてそ

れに高一尺一寸六分なる柱と立たるのと和名抄には洛
染を多々利と訓り字ハ異なれど物は同じ○諸義云櫛ハ
棹を懸る物也云 ○金能持 考云大神宮式に金銅加世
比二枚 長各九寸六分 万葉みをとめカ續麻カ繫カといふ鹿
背之山とよみ續日本後紀に山城國相樂郡持と書しなど
合せ見よ棹は續麻をかくる物とは聞ゆ云々今田舎女の
繪車に懸たる糸を篋へ巻取をかそふといひ然せし糸を
かろひ芋といひ其糸を煮る粘水をきかせのりと云然ら
はかの篋の糸を引懸る物と持と云へし云々○講義云持
は篋の糸を引かくる物也云々○明妙照妙云々 考云此
十二字今本こゝに有は誤にて加りし物なり○講義云上
に姫神御服備とある目と記せるを考に云々非事なり

○和稻荒稻 考云和稻は米と爲たるいひ荒稻ハ一穗な
らある穎を云○皇神乃成幸賜者 講義云賜者ハ多麻
波婆と將然にいふ語なりされハ大忌祭此祭とも四月
の時ハ然も訓むべれを七月の度は秋なれハ多麻閉婆と
訓附て既_レ然_レこととして上下の文に其用意するに非され
は通難さよ似たれは何とせは其説に合べからむと此を
思ひ此を惟ふよ秋祭は七月の祭を云よ非すその新嘗祭
と云るなれは此詞は四月七月ともハ多麻波婆と訓む方
宜しなり然るは伊勢大神宮の神嘗御祭と九月に仕奉
らせ玉ふ上ならては諸神に其年の稻穀を奉らせ給はむ
事理に於て有へかす且七月に出來れる早稻を奉らせ
玉ふこと全よ物に見えされはあり但四時祭式に米酒各

一石五斗稻五束と見えたるは四月七月ともに奉るにて
詞に御酒波云々和稻荒稻とあるを云よて初穂の事なら
ざるを思ふへし○初穂者 講義云新嘗祭は奠らせ玉ふ
所の供御を云へり○秋祭爾奉^止 講義云新嘗祭をいふ
也新嘗と十一月の祭なれハ秋祭とハ云へからす大神宮
の九月新嘗祭の如きと云ふ秋祭といふ云へけれと思ふ
もあるへけれと古始大元考に云る如く新嘗と雖舊儀は
九月ありつるは天神宮の神嘗を九月は物爲させ給ふか
故に自餘諸神の神嘗及皇孫命の開食す新嘗ともさるハ
ふ十一月にハ成れり一や心を平にして思ふへしさるハ
當年の秋に至て熟める新稻を以奠る由なるを以秋祭と
は云るよて時節の秋を云よりは初穂者云々といふ事の
重さをもて祭るべし初穂者云々の例は既に祈年祭など
にもありつるが其下に云如く其等ハ十一月新嘗祭を以
初穂を奠らせ玉ふを云と同^レ凡を以知へし若然らすとせ

ハ何時とかせむ且七月祭なむむにハ早稻といへども未
た穂は出ざるべし其餘の時に初穂を奉^レれし由も見
えざれハ右の祈年祭にいへる初穂に例して秋祭乃新嘗
あることと明らむべきなり云々七月乃度も祭神料物は
四時祭式に載する所四月は少も異なきハ初穂を奉る祭
ハ別なる證也○王卿等百官能人等 考云此御使は王臣
五位以上と式に在は四位五位の事にて三位は例なき爰
は卿と書しは後に書違へし成べし此上文も他も皆
臣とあるなり○百官の人等と能^レ辭あるにて其官乃中
なる人といふこととるし○講義云四時祭式に差王臣五
位以上各一人神祇官六位以上各一人充^レ使とある是なり
○今按に卿字はたゞ臣と同意に書るなるへし必そと

も三位以上を卿といふに拘るへかトす又百官能とあるをいわれぬるも拘泥カウヂに似ぬり他の詞は百官人とのとあるも能を添へて訓むへければなり○倭國六縣云々考云同日乃朝廣瀬龍田の御使は別に至て祭るへなれば同六縣の人にも分れて二所へ参り集ふなるへし○講義云考に云々といはれたるへさも聞ゆれど熟考ジュウカウるに救使の分れて参るへこと所見なけれは信難し然れば事の次を以て思ふに御使此人等及國司以下乃人々先に廣瀬神を祭りて後に龍田に参向せらるへにてあるへはなり然れども六縣乃刀禰男女は豫サキて二柱に分れ居て其事に預り仕奉るあるへし○被賜豆後釋云タマハリテと訓へし幣帛と受取るを云り凡てタマハルと云は受る方に

付て云ことなる故に古書には多く被賜と書りを唯賜と書るは略也○講義云宇豆乃幣帛を受賜へると云あり○奉禮登宣命乎云々講義云こゝ宣命の結句也祝詞の爰なる奉禮までなり

○平野祭

○考云神名式に山城國葛野郡平野坐神社四座並名神大月次新と見えたり此四座の一は今木二ハ久度三ハ古開四ハ比賣神新は比賣神新はすする事即ち祝詞に見ゆさてこの社の始の事は廢帝いまま大炊王と聞えて奈良の田村にれはしたるを天平寶字元年四月皇太子は立玉ひたり其田村にれはします今木大神を天皇と聞え奉りて殊に崇ミ坐マ後ノ桓武天皇平安城へ遷し奉りて崇ミ奉

り給へるなるへし久度古開の二社も田村にたはせし
か異所おれど由ありて同じく遷し奉れ玉へるか未た
よく知らむ延暦元年十二月の紀に田村後宮今木大神
叙從四位上と有は未た平野へ遷し奉らぬ時なり類聚
三代格は正一位平野社地云々右社預從五位下卜部平
麻呂解狀備謹檢舊記延暦年中立件社之日點定四至奏
聞既訖云々これに延暦に遷し奉りしは見えたれと其
年月は知らす云々○祭ハ大政官式に平野祭四月十一
月上申參議以上赴集或皇太子親進奉幣事見儀式又同式に
平野祭は桓武天皇後王改如爲臣者亦同及大枝氏和氏并預見
參これ祭式は貞觀儀式に委し披見るへしかくて光仁
天皇の御嗣にて桓武天皇の御後諸王諸臣まて是と氏

の神と齊む玉ふ由は上し云が如し大江和氏等の見參に
預る由ハ如何なる事が知らむ延暦八年紀に皇太后今上御母
也姓和氏贈正一位乙繼之女也母贈從一位大枝朝臣直妹
后先出自百濟武寧王之子純陀太子と見ゆ光仁天皇の後
まればせば后も御氏神の如くし玉ふ故ら又此大江和氏
の本居の神にや有けむ右乃式に及大江氏云々と有む王
氏おらぬ由と見ゆあり

天皇我御命爾坐世今木興仕奉來流皇大御神能廣前爾白給
久皇大御神乃乞志給乃任爾此所能底津石根爾宮柱廣敷立
高天乃原爾千木高知氏天能御蔭日能御蔭止定奉氏神主爾
神祇某宮位姓名定氏進流神財波御弓御大刀御鏡鈴衣笠御
馬乎引並氏御衣波明多閉照多閉和多閉荒多閉爾備奉利四

方國能進御調能荷前乎取並氏。御酒波。虱戸高知。腹滿並
氏山野能物波甘菜辛菜青海原乃物波。波多能廣物波多能狹
物與都毛波閉津毛波爾至麻雜物乎如横山置高成氏。獻流宇
豆乃大幣帛乎平久所聞氏天皇我御世乎堅磐爾常磐齋奉利。
伊賀志御世爾幸閉奉氏。万世爾御坐令在米給登。稱辭竟奉。久
申。

○天皇我大命云々 講義云今本に世字を落せると本朝
月令に有に從て補ふ○今按に誠ニ此字あるべし無くて
も必き訓添ふべきなり猶此言は春日祭の下に出たを○
今木與里云々 考云既に擧ぐ如く田村後宮今木大神と
あれは此今木は奈良の今木を指すなり日本紀に見ゆる
高市郡の今木に非き楮光仁天皇次に桓武天皇もその今

木の社を崇むたまひ來し始めの事をあかきなを○仕奉
來流 講義云今木の地に鎮坐る御靈と分けてその本所
に齋奉る任に祀奉る意也式に平野祭神四座とある如く
今木の本宮に坐す神を平野にて祀らるゝ事なり此ハ式
に春日祭神四座とあると此二を除きては餘社に例なき
ことなり云々式に山城國乙訓郡自玉手祭來酒解神社と
ある祭來と同一心はへに解けは了知らるゝかを自今木
祭來皇大神とつゞけて味ふへさ也○皇大御神 講義云
こは打任せては天照大御神に限りて申せる事なりとを
文法に類れたるものなり云々○神主爾 講義云神主ハ
此祭に臨て殊に任されたる也 但本朝月令に引るには此
主と補宜ふ作れりた ○神財波 講義云衣笠まてに係れ
る本もありけるにや

り此所にて暫く句と切て心得へし鈴屋大人は衣笠の下
一爾字落たるべしと云れたれと然に非ず久度古開詞に
も爾字あること無く既し春日祭詞にも貢流神寶者御鏡
御横刀御弓御拵御馬御備奉とあるも神寶の語は御銚
てに係り御馬へは續かざるを思ふへし○今按に一本に
爾字ありと云へりそれ若正しくは後釋乃説に従ふべし
然れと無例あれハ講義に依りてあるもよきなり○衣
笠考云衣笠は蓋なりそのさま儀制令延喜式などに見
ゆきぬの色は右の文に依は伊勢大神宮と同じく紫か天
皇乃御蓋も紫あること式に見えたり○今按に和名抄に
華蓋和名岐沼加散とあり○明多閉照多閉 今按照多閉
三字今本落より出雲本に林本貞享本に在りと云り本朝

月令に引るには明妙照妙和妙荒妙とあを考にも補はれ
たり必き有べきものあり○置高成 後釋云古言めさて
聞ゆる詞也○講義云如横山より照應にハ置足より今一
際まさりて思ゆ云々考云例も見ぬす昔も器に過て聞ゆ
も一文字の誤か云々大なる誤あり
又申久參豆仕奉流親王等王等臣等百官人等母手夜守日守爾
守給臣天皇我朝廷爾伊夜高爾伊夜廣爾伊賀志夜具波江能
如久立榮米之令仕奉給登稱辭竟奉止申○
○又申久云々天皇我朝廷爾 講義云我字は本朝月令に
從へり考に此字を加て例以補ふと云れたるハ月令を見
られざりとなり朝廷爾の爾を月令には乎とあり此にて
も聞ゆ○伊夜高爾云々 考云王臣の官位彌益に高く氏
族も彌廣くなり元正天皇紀の詔に天下ハ政乎彌高爾彌

廣爾とあるは天皇の御稜威の彌貴く御食國彌廣にして聊か異なり

○久度古開

○考云大和より今の平野へ遷し奉りたまひし事は上に出○久度神社の神各式は平群郡に出づ今も同郡龍田乃龍野乃社近所の大和川の川邊に久度村ありありてその氏神と齋ふ社を此皇神と國人云つ古開は何所よや古くも今も考けべしもの無し文德實錄よを此方紀どもに皆久度古開とつゝけて神位も均しなり同じ所よ齋ひたまふか然りとも此祝詞に二所乃宮とあれば本異所に在けむさて文德實錄よの古開とありて三代實錄より江家次第抄までは古開とあれ

は多きに從ひて今も開と書つ且訓はわさかさかさか又古開の二字假名にて異訓あるかとか考得がたし○今按に平野久度古開祭神の事舊説皆たしならせ向能く考ふべし中に人の惑とならむかと恐れて今一向に説どもを擧げき

天皇我御命爾坐世久度古開二所能宮之供奉來皇御神能廣前爾白給久皇御神能乞比給之任此所能底津石根爾宮柱廣敷立高天能原爾千木高知天能御蔭日能御蔭止定奉氏神主爾其守位姓名定氏進流神財波御弓御太刀御鏡鈴衣笠御馬乎引竝氏御衣波明多閉照多閉和多閉荒多閉備奉氏四方國乃進爾御調乃荷前乎取竝氏御酒波爾乃閉高知爾能腹滿血氏山野物波甘菜辛菜青海原乃物波儲乃廣物儲

乃狹物。奥都毛波邊都毛波。爾至天未雜物乎。如横山置高成。成。獻
流宇豆乃大幣帛乎。平久所聞也。天皇我御世乎。堅磐爾常磐爾
齋奉利伊賀志御世爾。幸開奉也。万世爾御令坐米給也。稱辭竟
奉久申。

○定奉云々 講義云春日龍田平野此詞と同じ云ひさま
なるが今此に此文の義を得たりうへ乞給比之任爾より
受る結びなるが故に定奉也と云るにて常に稱辭竟奉と
いふ所とは異なりさまの神の所を指し定めて云々の所
に鎮坐むと神託のありけるよ依てそを承諾ひ奉りて官
柱太敷立て神の宮居を造作て鎮め奉るともて定奉也と
は云へり云々 此豊受宮儀式帳にも宮定齊仕奉始支とあり
奉ることとさるは風神祭詞に吾官者朝日乃日向處夕日乃

日隱處乃龍田乃立野乃小野爾吾官者定奉也吾前乎。稱辭
竟者者云々是以皇神乃辭教悟奉處爾宮柱定奉也此皇神
能前爾稱辭竟奉云々とあるともて神の乞給へる任よ官
造奉るを定奉といひ御喻なくして官造仕奉たまふを稱
辭竟奉と申す例と見ゆ その天社國社と稱辭竟奉あは心
つひ右の如く宮所を請玉ふよ依て文中に定奉也とあり但風神
首爾立田爾稱辭竟奉皇神乃前爾白久と他例を用たるは
未其神託の事をし今按に平野神社祭神のことは諸書に
云ざるが故なり 今木ハ日本武尊原氏久度は仲哀天皇平氏古開は仁徳天
皇高階氏相殿比賣神は天照大神大江氏など云へれど皆當卜
ぬ説なること講義に委しく辨へたるが如しされどろは
甚長けれハ引出せ
又申久オホコト參集豆仕奉。親玉等王等。臣等。百官人等。母夜守白守乎

守給氏天皇我朝廷爾彌高爾彌廣爾伊賀志夜具波江能如爾。

立榮氏令仕久給登稱辭竟奉久長登申。

○今按み此は專々前より出たると同じけられ注せき

